

令和5年度

宇佐市農業委員会
第1回(4月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

宇佐市農業委員会第1回定例総会会議録

令和5年5月8日(月)午前9時30分より宇佐市役所本庁2階23会議室において会長が第1回(4月)定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 菅原 維範 会長

2番	安倍 隆司	委員	3番	西 時行	委員	4番	久保 公志郎	委員
5番	永松 徳章	委員	6番	安部 仲雄	委員	8番	久保田 昭廣	委員
9番	安部 正博	委員	10番	川谷 正一	委員	12番	河野 一雄	委員
13番	永岡 卓巳	委員	14番	丹生 猛	委員	15番	塚崎 正和	委員
17番	池田 雅彦	委員	18番	安藤 宝太	委員	19番	阿部 善浩	委員

欠席委員

1番 赤坂 州男 委員

事務局

石川事務局長、山末農政係次長、遠嶋農地係総括、農政係渡邊主幹

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案 第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案 第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案 第4号 農地転用事業計画変更申請について
議案 第5号 非農地証明願について
議案 第6号 農用地利用集積計画(案)の決定について
議案 第7号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

- 報告 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告 第2号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の
解約通知について
報告 第3号 農地所有適格法人適格要件の届出について
報告 第4号 最適化活動の点検評価について
報告 第5号 宇佐市農地利用最適化推進委員の募集要項について
報告 第6号 宇佐市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する
要綱の一部改正について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和5年度第1回4月の定例総会を開会いたします。

1番 赤坂 州男 委員

ただ今の出席委員は19名中18名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、菅原会長にお願いいたします。

議 長 皆さんおはようございます。（あいさつ）

議 長 それではこれより議事に入ります。
まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。
宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項に規定する
議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 それでは、議事録署名委員は、3番 西 時行 委員、4番 久保 公志郎 委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の渡邊 主幹を指名いたします。

議 長 以上で、日程第1を終わります。

議 長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題に供します。

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書 1 ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。
議案第 1 号 3 条許可申請は 1 8 件で、地区毎の内訳は、

長洲地区 2 件、3 筆、2,632㎡、宇佐地区 4 件、5 筆、6,166㎡、
駅川地区 3 件、5 筆、4,636㎡、四日市地区 5 件、9 筆、8,182
㎡、安心院地区 2 件、3 筆、4,061㎡、院内地区 2 件、4 筆、
5,341㎡となっています。

2 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」
農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 3 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和 5 年 5 月 8 日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

3 ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号 1 【議案書番号長洲 1 朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得する
ものです。

長洲地区 番号 2 【議案書番号長洲 2 朗読】

贈与による所有権移転です。

譲渡人が労力不足のため、譲渡人の要望により譲受人が農地を
取得するものです。

4 ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号 1 【議案書番号宇佐 1 朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理艱難なため、規模拡大を図る譲渡人が農
地を取得するものです。

宇佐地区 番号 2 【議案書番号宇佐 2 朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理艱難なため、規模拡大を図る譲渡人が農
地を取得するものです。

宇佐地区 番号 3 【議案書番号宇佐 3 朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が高齢で労力不足のため、譲渡人の要望により譲渡人が農

事務局 地を取得するものです。

宇佐地区 番号4 【議案書番号宇佐4朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理艱難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

5ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理艱難なため、譲渡人が購入する宅地の近隣農地を取得するものです。

番号2と3は同じ譲受人で関連がありますので、一括して説明させていただきます。

駅川地区 番号2 【議案書番号駅川2朗読】

駅川地区 番号3 【議案書番号駅川3朗読】

売買による所有権移転です。

番号2は、譲渡人が労力不足、番号3は、遠方在住で管理困難なため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

6ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足ため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が遠方在住で管理艱難なため、規模拡大を図る譲渡人が農地を取得するものです。

四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

譲渡人が労力不足ため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

事務局 四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。
譲渡人が労力不足ため、譲受人が自宅の近隣農地を取得するものです。

四日市地区 番号5 【議案書番号四日市5朗読】

売買による所有権移転です。
譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲受人が自宅の近隣農地を取得するものです

8ページをお開きください。
安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

売買による所有権移転です。
譲渡人が遠方在住で管理艱難なため、譲受人が購入する宅地の隣接農地を取得するものです。

安心院地区 番号2 【議案書番号安心院2朗読】

売買による所有権移転です。
譲渡人が高齢で労力不足ため、規模拡大を図る譲受人が農地を取得するものです。

9ページをご覧ください。

院内地区 番号1 【議案書番号院内1朗読】

贈与による所有権移転です。
譲渡人が代表を務める法人へ、自身の農地を贈与するものです。
なお、XXXXXXXXXXは、176ページの報告第3号「農地所有適格法人適格要件の届出について」で届出を受けており、適格要件を満たしていることを確認しております。

院内地区 番号2 【議案書番号院内2朗読】

売買による所有権移転です。
譲渡人が遠方在住で管理困難なため、譲渡人の要望により譲受人が農地を取得するものです。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 長洲・宇佐地区お願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

長洲・宇佐地区審議会を令和5年4月28日午前9時30分より、本庁2階23会議室において、農業委員5名中5名、農地利用最適化推進委員6名中6名出席のもと開催いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

長洲地区2件、宇佐地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安部です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

駅川・四日市地区審議会を令和5年5月1日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員12名中10名出席のもと開催いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

駅川地区3件、四日市地区5件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

安心院・院内地区お願いします。

議 長

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

安心院・院内地区審議会を令和5年4月27日午前10時より、院内支所1階多目的ホールにおいて、農業委員7名中7名、農地利用最適化推進委員11名中9名出席のもと開催いたしました。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」

安心院地区2件、院内地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
議長 発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議長 議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの総括表をお開きください。
事務局 議案第2号4条許可申請は5件で、
地区毎の内訳は、地区毎の内訳は、長洲地区1件、2筆、2,396
㎡、駅川地区2件、4筆、1,378㎡、四日市地区2件、4筆、
2,216㎡となっています。

10ページをお開きください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」
農地法第4条第1項及び同法施行令第7条第1項の規定により、
別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和5年5月8日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

11ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1 【議案書番号長洲1朗読】

転用目的は、農業用倉庫及び資材置場を整備する計画です。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

事務局 12ページをお開きください。
駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

転用目的は、駐車場用地への転用で自宅駐車場を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める商業地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

転用目的は、学校用地への転用で駐車場を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

13ページをご覧ください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

農業用施設としての転用ですが、すでに令和3年2月から農業用資材置場等を整備して利用しています。今回、事後になります。追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。申請に係る農地を農業用施設として整備することから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

一般住宅としての転用で、息子家族への貸住宅を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。

事務局 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 長 長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」

長洲地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」

駅川地区2件、四日市地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていることを確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題に供します。
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第3号 5条許可申請は8件となっています。

地区ごとの内訳は、長洲地区2件、8筆、1,067㎡、宇佐地区1件、2筆、907㎡、駅川地区1件、1筆、986㎡、四日市地区4件、8筆、6,001㎡となっています。

14ページをお開きください。

議案3号「農地法第5条の規定による許可申請について」農地法第5条第1項及び同法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求めます。

令和5年5月8日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

15ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第一種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

長洲地区 番号2【議案書番号長洲2朗読】

22年間の賃貸借による権利設定です。

駐車場用地としての転用で、店舗駐車場17台分を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第一種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

16ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地としての転用で、譲受人が経営する店舗の駐車場20台分を整備する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申

事務局 請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

17ページをご覧ください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

21ページの議案第4号、農地転用事業計画変更申請の駅川地区番号1で後述しますが、当初は譲渡人が共同住宅を建築する計画でしたが、譲受人の要望により譲受人が計画を継承して共同住宅を建築する計画です。

立地基準としては、道路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40%を超えることから第3種農地に該当すると考えます。第3種農地の転用は、許可をすることができることとなっております。

18ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

20年間の使用貸借権及び賃貸借権の設定です。

農業用施設用地としての転用ですが、すでに令和3年2月頃から農業用資材置場を整備して利用しています。今回、事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

売買による所有権移転です。

農業用施設用地としての転用で、農業用資材置場を整備する計画です。

立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであることから許可することができるものと考えます。

事務局 四日市地区 番号3 【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

建売住宅としての転用で、建売住宅4棟を建築する計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

四日市地区 番号4 【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

22ページの議案第4号、農地転用事業計画変更申請の四日市地区番号1で後述しますが、当初は譲渡人の夫が共同住宅を建築する計画でしたが、死亡したため、譲受人が計画変更し宅地分譲用地4区画分を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第2種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の説明を終わります。

ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 長洲・宇佐地区お願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」

長洲地区2件、宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく立地基準としては事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区お願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。1番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果に

安倍地区審副会長

ついでご報告します。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」

駅川地区1件、四日市地区4件について、それぞれ担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認ができましたので、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議

長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議

長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議

長 全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議

長 次に、議案第4号「農地転用事業計画変更申請について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書1ページの総括表をお開きください。議案第4号農地転用事業計画変更申請は、駅川地区1件、1筆、986㎡、四日市地区1件、1筆、1,302㎡です。

20ページをお開きください。

議案第4号「農地転用事業計画変更申請について」

農地法関係事務処理要領第4の6の(3)のエに基づき、別紙のとおり申請があったので審議を求めます。

令和5年5月8日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

事務局

21ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

議案第3号農地法第5条申請の駅川地区番号1の説明にて、触れさせていただいた事業計画変更申請になります。申請地は令和5年1月10日に、共同住宅として転用許可を受けていましたが、

事務局 事業継承者からの申し出により当初計画者から事業継承者に転用者を変更して、事業計画変更申請を行うものです。なお、申請地は当初の転用申請にて第3種農地と判断されています。

22ページをお開きください。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

議案第3号農地法第5条申請の四日市地区番号4の説明にて、触れさせていただいた事業計画変更申請になります。申請地は、平成18年6月1日に、共同住宅として転用許可を受けていましたが、当初計画者が平成31年に死亡し計画が休止した状態でしたが、事業継承者が宅地分譲用地を整備するために、今回、事業計画変更申請を行うものです。なお、申請地は当初の転用申請にて第3種農地と判断されています。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第4号「農地転用事業計画変更申請について」

駅川地区1件、四日市地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

本件は、事務局から詳しい説明があったとおりです。変更後の転用事業により、周辺の農業等に及ぼす影響が、変更前と比べて同程度と認められること等が確認できましたので、当地区審議会としましては、計画の変更を認めるものと意見決定しました。

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明及び地区審議会からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり計画変更を認めるものとして許可することに決定いたしました。

議 長 次に議案第5号「非農地証明願について」を、議題に供します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。
議案第5号非農地証明願は、4件で、地区ごとの内訳は、
駅川地区1件、1筆、975㎡、四日市地区2件、4筆、1,585㎡、安心院地区1件、1筆、4,161㎡、となっています。

23ページをお開きください。
議案第5号「非農地証明願について」
農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。
令和5年5月8日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

24ページをお開きください。
駅川地区です。
駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】
平成10年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

25ページをご覧ください。
四日市地区です。
四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】
昭和48年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

四日市地区 番号2 【議案書番号四日市2朗読】
昭和46年頃から宅地として利用しているため非農地証明願を行うものです。

26ページをご覧ください。
安心院地区です。
安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】
平成10年頃から山林化しているもので、農地への復旧が困難であるため非農地証明願を行うものです。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化していること、農地法第51条の規定による処分の対象となっ

事務局 していないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第5号「非農地証明願について」

駅川地区1件、四日市地区2件について、それぞれ担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第5号「非農地証明願について」

安心院地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

議長 長 (質問、意見なし)
よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長 長 (全員挙手)
全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり証明書を発行することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第6号「宇佐市農用地利用集積計画（案）の決定について」を、議題に供します。

それでは事務局より説明をお願いします。

事 務 局 27ページをお開きください。
議案第6号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」
（旧）農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より別紙のとおり農用地利用集積計画(案)の決定について依頼があったので審議を求める。
令和5年5月8日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

28ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集積計画は集計表 朗読】

内容につきましては、29ページ以降のようになっております。

なお、33ページの宇佐地区番号5の[REDACTED]と、62ページの院内地区番号2から5の[REDACTED]は、176ページと177ページの報告第3号「農地所有適格法人適格要件の届出について」で届出を受けており、適格要件を満たしていることを確認しております。

また、[REDACTED]につきましては、地区審でご意見を頂いています。営農状況把握のため中津市農業委員会に確認をいたしました。中津市においては、農事法人の設立には至っていなかったことが確認できました。今後とも、中津市・県内他市での法人設立等について、情報共有に努めてまいります。

続きまして、65ページをお開きください。農地中間管理事業による利用権設定です。

【集積計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、66ページ以降のようになっております。

続きまして、98ページをお開きください。農地売買等支援事業による所有権移転です。

【所有権移転は集計表 朗読】

詳細につきましては、99ページ以降のようになっております

以上、計画の内容は、市の基本構想に適合すること、利用権の設定を受ける者が、農用地のすべてを効率的に利用して耕作すること、必要な農作業に常時従事すること等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 ありがとうございます。

議 長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 長洲・宇佐地区をお願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第6号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 駅川・四日市地区をお願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第6号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、本地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第6号「宇佐市農用地利用集積計画(案)の決定について」

農用地利用集積計画の内容について、審議いたしました。計画の内容は、市の基本構想に適合するものであることなどが確認できました。

農地中間管理事業につきましては原案どおり承認することに異

池田地区審会長 議はありませんでした。

また、農地売買支援事業での所有権移転の売買価格についても、周辺地域での取引事例から適正価格であると考えます。

よって、当地区審議会としましては、農業経営基盤強化促進法の規定に適合するものと意見決定しました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

久保田地区審会長 はい

議 長 どうぞ

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。

農用地利用集積計画の利用権設定等促進事業での利用権設定の面積が428, 213㎡、中間管理事業での利用権設定が355, 563㎡となっており、利用権設定等促進事業の方が中間管理事業を上まっています。地域計画を進めて行く上では、中間管理事業の方が話を進めて行きやすいのではないかと？

また、窓口対応にて中間管理事業への促進等は行っているのか？をお聞きしたいです。

事務局 お答えします。まず、利用権設定等促進事業での利用権の受付は、今年度末にて終了することとなっております。
また、窓口におきましては中間管理事業の活用が図られるよう説明をしているところですが、申請者のご意向であれば受けざるを得ない状況であります。

久保田地区審会長 「受付は、今年度末で終了する」との説明があったことで、農業委員は、今、初めて知ったことだと思います。

地域計画を進める上で中間管理事業の活用が進められている中で、利用権設定等促進事業での個々での契約が多いということは地域計画のことを知らないのではないかと？ということをお聞きしたいです。

事務局 おっしゃる通りだと思います。地域計画について、小規模農地所有者は存じ上げてない方が多いと思います。その点につきましても窓口にてご説明をしていますが、窓口に来た時点で合意契約が成されている状況が多く、中間管理事業への推進が難しい現状でもあります。

今後も地域計画の策定を目指して、中間管理事業の推進が図られるよう周知徹底を行っていきたいと思います。

久保田地区審会長 よろしく申し上げます。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定し、市長にその旨を通知いたします。
次に、議案第7号「宇佐市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を、議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 104ページをお開きください。
議案第7号「宇佐市農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」
農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するために、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の意見を求める。

令和5年5月8日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

105ページをお開きください。合計を読み上げます。

【農用地利用集積等促進計画は集計表 朗読】

詳細につきましては、106ページ以降のようになっております。

なお、113ページの長洲地区番号11の [REDACTED] は、175ページの報告第3号「農地所有適格法人適格要件の届出について」で届出を受けており、適格要件を満たしていることを確認しております。

先ほどの農用地利用集積計画（案）で農地中間管理機構が貸手から借受けた農地を、この農用地利用集積等促進計画（案）にて担い手へ貸付ける内容です。これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 ありがとうございます。
ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

議 長 長洲・宇佐地区お願いします。

久保田地区審会長 はい、議長。8番 久保田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第7号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画(案)の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

安倍地区審副会長 はい、議長。2番 安倍です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第7号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」四日市地区の農用地利用集積等促進計画(案)の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。17番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第7号「宇佐市農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」安心院地区、院内地区の農用地利用集積等促進計画(案)の内容について審議いたしました。

当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第7号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり承認しました。

議 長 以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。
報告第1号から6号を一括して事務局より説明願います。

事 務 局 それでは、一括してご報告させていただきます。
議案書の134ページをお開き下さい。
報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」
農地法第3条の3第1項及び同法施行規則第21条の規定による届
出については受理したので、ここに報告する。
令和5年5月8日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は135ページからの9件がございました。
地区毎の内訳は、長洲地区1件、1筆、449㎡、宇佐地区3件、
9筆、5,125㎡、四日市地区2件、2筆、1,436㎡、安心院地区3
件、23筆、27,671㎡となっています。
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認で
きましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました

141ページをお開き下さい。
報告第2号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解約
通知について」
農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知が
あったので、ここに報告する。
令和5年5月8日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は142ページからの77件がございました。
地区毎の内訳は、長洲地区39件、139筆、143,110㎡、駅川地区
4件、30筆、32,968㎡、四日市地区15件、51筆、71,841
㎡、安心院地区18件、52筆、53,311㎡、院内地区1件、8
筆、10,391㎡となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め
完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしま
した。

174ページをお開き下さい。
報告第3号「農地所有適格法人適格要件の届出について」
農地法第2条第3項の要件を満たす旨の届出について確認したの
で、ここに報告する。
令和5年5月8日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範

内訳は175ページからの長洲地区1件、宇佐・院内地区1件、

事務局 院内地区1件となっております。
内容につきましては記載のとおりでございます。法人形態要件等を確認し、いずれも要件を満たしていることから、届出を受理しております。

178ページをお開き下さい。
報告第4号「最適化活動の点検評価について」
令和5年5月8日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
【内容説明】

185ページをお開き下さい。
報告第5号「宇佐市農地利用最適化推進委員の募集要項について」
令和5年5月8日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
【内容説明】

189ページをお開き下さい。
報告第6号「宇佐市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の一部改正について」
令和5年5月8日提出 宇佐市農業委員会 会長 菅原 維範
【内容説明】

議 長 ただ今の報告第1号から6号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 質問、意見等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

議 長 その他の件について、委員から発言があれば挙手をお願いいたします。

久保田地区審会長 はい。

議 長 どうぞ。

久保田地区審会長 XXXXXXXXXXの件についてですが、現地視察に農業委員が全員参加できていなかったもので、4月からこれまでの経緯説明をお願いしたいのですが。

局 長 はい、ご説明をさせていただきます。

局 長 R5. 3. 31総会においての[]参入の審議結果は、賛成でも反対でもない「情報がたりない。審議を深める」という意味での留保。その理由は、4点あります。

- ① 地権者、近接の担い手・営農者、そして参入企業、その3者がしっかりと情報共有され合意形成なされているか？この点が不明である。
- ② 国・県における畑地化に協力・推進している現在において、米経営を生業としている企業参入成形をした意味、意図は？これは、橋渡しをした大分県の考えについて。
- ③ 解除条件付き一般法人での農業参入となっている。これについては、地権者と協議・合意していく上で、地域に根付くという考えから適格法人の取得が望ましいのでは？意向はあるのか？
- ④ 地域計画においての集団化・団地化への整合性がとれるのか？

参入企業に対して異議があるという意味では無く、2年間に渡り下地協議をし、橋渡しを行ってきた大分県の考えについてが、大きなテーマ・皆さんの意見となっています。

- 4/ 3 (月) ～ 会長・四役との情報共有、収集、合意形成
- 4/18 (火) 現地検討会
- 4/21 (金) 大分県常設審議会にて、会長から意見発信議案取り下げの通知確認 (留保→自然解消)
- 4/24 (月) 大分合同新聞にて「宇佐市に[]参入」の記事が掲載される。
- 4/27 (木) 市長と会談
(会長、4役、農業委員会局長・次長、農政課長・総括)

再検討の内容・4点の課題について、5月8日現在まで新たな情報は上がってきていません。

以上で、3月31日からの経過報告とさせていただきます。

議 長 はい、ありがとうございました。
この件について、他に分からない点や何かありませんでしょうか？

久保田地区審会長 はい

議 長 どうぞ

久保田地区審会長 経過報告だけではなくて、新たな情報が欲しかったです。
現況で何も進んで無いのですか？
私は、現地をその後に見に行きました。田を鋤いていました。
留保だろうが、取り下げだろうが、農作業は続けている。
それで良いのでしょうか？罰することは出来ないのですか？

局 長 すいません。最新の情報については、今現在持ち合わせておりません。

久保田地区審会長 現地は、田を耕し苗を植える時期が来ようとしている。
会長も副会長も4月から、ずっとこの案件のことばかり話している。
進展はありません！で、このまま、ずるずると行くのではないかと不安です。

議 長 言われた通り農業委員会としては、今の現状では、案件を通すことは出来ないという状況になっている。しかし、現場は動いていて闇小作というようになっていく。県が、それを認めて推進している感じに見受けられる。県は、非常に強気でしているように感じる。そういうところが、果たして良いのか？地元の人でも不安で大変だと思いますが、第一に地元の農業委員さんに説明や相談があれば、こういう問題も起こらずスムーズに進んだと思います。農業委員が何のために必要なのか？を県が分かっておらず話を進めていったことで問題が起きたと思われます。
全然、話は無かったんですよね？

塚崎地区審会長 はい。無かったです。

議 長 そういうことで、地元の農業委員に何も無かったということは、県の企業進出の担当職員の方々は、地元で農業委員が存在し、何のために必要なのか？と宇佐市の組織、大分県の組織、日本の農業委員会の組織を知らない人達が行っているように感じられる。やはり、ルールはルールとして農業委員会として通すことが正しいと思うので。
また、その点についても他に意見・質問等はございませんか。

委 員 無いです

議 長 では、そういうことで情報は収集していき、きちんと農政を守るということを前提にやっていったら良いと思います。

議 長 それでは、他にございませんか？

安部（仲） はい
地区審副会長

議 長 どうぞ

安部（仲） 取り下げがあったということですが、「取り下げて、はいそうですか」で終わらず、「農地は、どうなりますか？」「今後どうしますか？」等、問いかけながら、このままの状態では良くないということで、向こうの進め方を示してあげる。出方を待つのでは無く、解決を早めるため協議を進めていく対応が必要かと思えます。そして、今後の農業委員会としても「こういう対応、扱いをしていきましょう」と話し合いをしていく必要があると思えます。

議 長 そういう話し合いは必要だと思いますが、農業委員の方から「こういう風にしたら通しますよ」の条件提示をするのは、農業委員会としては間違えていると思います。基準はあるので、それに到達するまでは、こちらから意見をいうことは控えたいと考えます。そうしないと、農業委員から「こうしたら良いですよ」と言い出したら、これから先 皆それに合わせるようになり、我々としたら何も出来なくなる状態になる。提示があってから審議する形が良いと思いますが、皆さん、どうでしょうか？
こちらから歩み寄るようなことは、したくないです。

久保田地区審会長 はい

議 長 どうぞ

久保田地区審会長 やはりルールがあるんで。ルールを通らないと次に行かれないので「ルール通りして下さい」と農業委員会は言っているだけ。それで、審議するだけの話だと思います。会長の言われる通り、こちらから言う必要も無いと思うし、次の策としたら宇佐市全体で農地を守ろうとか案はあると思いますが、意図を先に出す必要は無いと思います。それと新聞の件ですが、宇佐市の地域の方から「もう農地を守れない。でも市が企業を世話してくれるんやな」「あー楽じゃー。こげして、畦を刈らないで良い」「出来なくなったら、市が企業を連れて来てくれる」「企業の人が田んぼを守ってくれる」「無理せんで良いわ」と、あの記事を読んだ人の声を耳にしました。内容を何も知らない人は、そういう風に捉えてしまうんですよ。これを通したら2件3件と増えていきますよ。市内では色々な噂が飛んでいます。[REDACTED]は、輸入米での経営とも聞こえ

久保田地区審会長

てますが、経営実態が不透明では？とか色々です。作り話では、ないですよ。あの記事を読んだ人が、そう受け取っているということを知って欲しいと思います。答えを早く出さないと市の方も大変だと思います。こちらも色々な質問がきて大変です。

議 長

今の話もあり、農業委員会としては受け入れられないと思うので、やはり条件を出さずに向こうの条件が出てきたものを審議するというのでやっていきたいと思いますので、よろしく願いします。よろしいでしょうか？。

委 員

異議なし

議 長

それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事 務 局

来月5月の令和5年度第2回定例総会は、6月5日月曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしく願いします。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議 長

それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第1回定例総会を閉会いたします。

午前11時5分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、記名捺印する。

令和5年5月8日

議 長 菅原 維範 (印)

署名委員 西 時行 (印)

署名委員 久保 公志郎 (印)

議長と署名委員の自筆署名及び押印については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名及び押印した原本については、事務局で保管しています。